

毒物及び劇物販売業等の登録等に関する審査基準

種類	営業の登録（販売業）
根拠法令名	毒物及び劇物取締法
根拠条項	第4条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>別紙「毒物劇物販売業登録の基準」のとおり</p> <p>「根拠法令」 毒物及び劇物取締法第4条の2、第4条の3、第5条、第11条、第12条第3項 毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第2項 毒物及び劇物取締法施行規則第4条の4</p> <p>「参考通知」 毒物及び劇物取締法第4条に規定する「店舗」に係る疑義について（昭和40年6月15日付け薬発第477号厚生省薬務局長通知） 毒物及び劇物の保管管理について（昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知） 毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準—その1（固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準）について（昭和52年10月20日薬発第1175号厚生省薬務局長通知） 毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準の一部改正について（昭和60年4月5日薬発第377号厚生省薬務局長通知） 毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その2（固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準）及びその3（固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準）について（昭和56年5月20日薬発第480号厚生省薬務局長通知） 毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について（昭和46年3月8日付け薬発第216号厚生省薬務局長通知） 毒物劇物取扱責任者の資格について（平成5年7月28日付け厚生省薬務局安全課毒物劇物係長通知） 毒物劇物取扱責任者の資格の確認について（平成14年1月11日付け医薬化発第0111001号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知）</p>
標準処理期間	14日

「毒物劇物販売業登録の基準」

第1 販売業の登録の種類

1 毒物又は劇物販売業の登録を分けて次のとおりとする。

登録の種類	販売品目の制限	参考
一般販売業	—	
農業用品目販売業	農業上必要な毒物及び劇物であつて、厚生労働省令で定めるもの	規則第4条の2
特定品目販売業	厚生労働省令で定める毒物又は劇物	規則第4条の2

第2 構造設備

- 1 店舗とは、事務室及び貯蔵設備（貯蔵タンクを含む）をいう。
- 2 毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業（以下「伝票販売業」という。）にあつては、毒物又は劇物を貯蔵、陳列する場所は要しない。ただし、伝票販売業にあつては、店舗に、毒物又は劇物を販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

（貯蔵設備）

- 3 毒物又は劇物の貯蔵設備は、次に定めるところに適合するものであること。
 - (1) 毒物又は劇物を貯蔵、陳列する場所は、その他の物を貯蔵、陳列する場所と明確に区分された毒物又は劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のあること。
 - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、危害防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
 - (3) 薬局等が兼営事業として行う場合の貯蔵設備は次のとおりとする。
 - ア 薬局：調剤室以外の店舗内に設置すること。
 - イ 医薬品販売業：店舗内に設置すること。
- 4 固体以外のものを貯蔵するタンク貯蔵所等
 - (1) 屋外タンク貯蔵所の基準は、以下の通知により取扱うものとする。

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準—その1（固体以外のものを貯蔵する屋外タンク貯蔵所の基準）について（昭和52年10月20日薬発第1175号厚生省薬務局長通知）

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準の一部改正について（昭和60年4月5日薬発第377号厚生省薬務局長通知）
 - (2) 屋内タンク貯蔵所等の基準は、以下の通知により取扱うものとする。

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準—その2（固体以外のものを貯蔵する屋内タンク貯蔵所の基準）及びその3（固体以外のものを貯蔵する地下タンク貯蔵所の基準）について（昭和56年5月20日薬発第480号厚生省薬務局長通知）

毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準の一部改正について（昭和60年4月5日薬発第377号厚生省薬務局長通知）

第3 人的要件

- 1 毒物又は劇物販売業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う店舗ごとに専任の毒物劇物取扱責任者を置かなければならない。
- 2 伝票販売業にあつては、毒物劇物取扱責任者の設置は要しない。

(毒物劇物取扱責任者の資格について)

3 毒物劇物取扱責任者の資格については、以下の通知により取扱うものとする。

毒物劇物取扱責任者の資格に関する疑義について（昭和 46 年 3 月 8 日付け薬発第 216 号厚生省薬務局長通知）

毒物劇物取扱責任者の資格について（平成 5 年 7 月 28 日付け厚生省薬務局安全課毒物劇物係長通知）

毒物劇物取扱責任者の資格の確認について（平成 14 年 1 月 11 日付け医薬化発第 0111001 号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知）

種類	営業の登録の更新（販売業）
根拠法令名	毒物及び劇物取締法
根拠条項	第4条第4項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	審査基準は、営業の登録(販売業)と同じ。
標準処理 期 間	10 日

種類	毒物劇物販売業登録票の書換え交付
根拠法令名	毒物及び劇物取締法施行令
根拠条項	第35条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	「根拠法令」 毒物及び劇物取締法施行令第35条第2項 毒物及び劇物取締法施行規則第11条の2
標準処理 期 間	10日

種類	毒物劇物販売業登録票の再交付
根拠法令名	毒物及び劇物取締法施行令
根拠条項	第36条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	「根拠法令」 毒物及び劇物取締法施行令第36条第2項及び第3項、第36条の2第2項 毒物及び劇物取締法施行規則第11条の3
標準処理 期 間	10日

種類	特定毒物研究者の許可
根拠法令名	毒物及び劇物取締法
根拠条項	第3条の2
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	<p>「根拠法令」</p> <p>毒物及び劇物取締法第6条の2第2項</p> <p>毒物及び劇物取締法施行令第36条の5第1項</p> <p>毒物及び劇物取締法施行規則第4条の6</p> <p>「参考通知」</p> <p>特定毒物研究者の資格について（昭和31年7月31日付け薬事第339号厚生省薬事課長通知）</p> <p>行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の施行に伴う毒物及び劇物取締法及び関係政省令の一部改正について（昭和59年4月2日付け薬安第25号厚生省薬務局安全課長通知）</p>
標準処理期間	14日

種類	特定毒物研究者の許可証の書換え交付
根拠法令名	毒物及び劇物取締法施行令
根拠条項	第35条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	「根拠法令」 毒物及び劇物取締法施行令第35条第2項 毒物及び劇物取締法施行規則第11条の2
標準処理 期 間	10日

種類	特定毒物研究者の許可証の再交付
根拠法令名	毒物及び劇物取締法施行令
根拠条項	第36条第1項
担当部課名	健康福祉部保健所保健総務課
審査基準	「根拠法令」 毒物及び劇物取締法施行令第36条第2項及び第3項、第36条の2第2項 毒物及び劇物取締法施行規則第11条の3
標準処理 期 間	10日